

函 福 健
令和7年12月15日

報道機関各位

函館市保健福祉部長

「函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例（案）の概要」に対するパブリックコメント（意見公募）実施にかかる報道について（依頼）

日ごろから、市の保健福祉事業の広報に御協力いただき、感謝申し上げます。
函館市総合保健センターの健康増進センターにつきましては、令和2年3月から、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の理由により、臨時休館としておりましたが、再開にあたり、トレーニングルーム等の個人使用を廃止し、健康づくりに関する貸館施設とすることなど、当該施設のサービス内容を見直すこととしました。

この条例（案）に対する市民の皆さんの御意見を広くお聞きするため、下記のとおり、パブリックコメント（意見公募）手続を実施しますので、報道についてよろしくお願ひします。

記

- 1 募集期間
令和7年12月15日（月）から令和8年1月16日（金）まで
- 2 提出方法
持参・郵送・FAXまたは電子メール
- 3 計画案および応募用紙の配布場所
保健福祉部健康増進課（函館市総合保健センター3階）、市役所および各支所
（ホームページからも入手できます。）
HPアドレス <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025112000012/>
- 4 お問い合わせ・意見提出先
函館市保健福祉部健康増進課（函館市総合保健センター3階）
〒040-0001 函館市五稜郭町23-1
電話 0138-32-1515 FAX 0138-32-1526
E-mail hc-zoushin-zoushin@city.hakodate.hokkaido.jp

健康増進課 担当：長谷川，阿部

「函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例（案）の概要」に対する パブリックコメント（意見公募）手続の実施について

函館市総合保健センターの健康増進センターにつきましては、令和2年3月から、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の理由により、臨時休館としておりましたが、再開にあたり、トレーニングルーム等の個人使用を廃止し、健康づくりに関する貸館施設とすることなど、当該施設のサービス内容を見直すこととしましたので、広く市民の皆様のご意見を募集します。

【意見を提出できる方】

- 函館市内に住所を有する方
- 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- 市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- 市内に存する学校に在学する方
- パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人および法人その他の団体

【パブリックコメント（意見公募）手続】

(1) 募集期間

令和7年12月15日（月）～令和8年1月16日（金）

(2) 提出方法

所定の様式に、ご意見・住所・氏名（法人の場合は法人名と代表者名）を明記し、持参・郵送・FAXまたは電子メールで提出してください。

（※電話での受付はいたしませんので、ご了承ください。なお、障がいがある方などで、これらの方法による意見提出が困難な場合は、下記「お問い合わせ先・提出先」まで個別にお問い合わせください。）

(3) お問い合わせ先・提出先

函館市保健福祉部健康増進課

〒040-0001 函館市五稜郭町23番1号（函館市総合保健センター3階）

電話 32-1515 FAX 32-1526

Eメール hc-zoushin-zoushin@city.hakodate.hokkaido.jp

【ご意見に対する回答等について】

- 提出いただいたご意見に対する回答は、ホームページなどで公表いたしません。（氏名等の公表は行いません。）
- 提出いただいたご意見に対し、個別に回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の趣旨

平成15年4月に開設した函館市総合保健センターの健康増進センターにおきましては、これまでフィットネスルームおよびトレーニングルームや、運動に関する講座の受講にかかる個人使用のほか、フィットネスルーム等の専用使用を通じ、市民に健康の保持および増進に関するサービスを提供してきたところであります。

しかしながら、令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や新型コロナウイルスワクチン接種業務のため臨時休館としてまいりましたが、この間の社会情勢の変化などを踏まえ、施設のあり方について検討を進めてまいりました。

その結果、開設当初と比較してジム機能などを有する民間施設が大幅に増加していることに加え、市においても函館アリーナやサン・リフレ函館といった類似機能を有する施設が運営されていることや、再開にあたり運動機器等の設備更新が必要となるなどの課題があることから、施設のサービス内容を見直すこととしました。

2 改正の概要

- (1) 健康増進センターの利用者の範囲について、年齢制限を撤廃します。
- (2) 健康増進センターの利用区分を専用利用のみとし、トレーニングルームの各種運動機器を撤去のうえ、個人利用および個人利用回数券を廃止します。
- (3) トレーニングルームの運動機器撤去に伴い、当該利用区分の利用料を減額します。

3 施行日

令和8年10月1日を予定しています。

